

# 東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱い

平成23年3月14日  
総務省自治行政局

## 1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用

【課題】住民の安否状況の確認等ができない

【対応】・災害時における都道府県内の住民の安否状況の確認

・災害救助法に基づく救助等都道府県内の被災者に対し緊急に行うべき事務

を都道府県条例に定めることにより、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用

## 2 住民が転出証明書を提出できない場合の転入の取扱い

【課題】被災市区町村が転出証明書を発行できない

【対応】・転入地に転出証明書を提出することなく、転入する住民から、氏名、住所、転入した年月日、出生の年月日、戸籍の表示等を転入地市区町村に届け出させることにより、転入届を受理

・事務処理に関して、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用



上記1、2の取扱いについて、各都道府県総務担当部長あてに自治行政局住民制度課長名の通知を平成23年3月13日付けで発出済